

# 岐阜県公報

第二千六百三十一号  
平成二十七年三月十七日

(火曜日)

## 目次

### 告示

牛の結核病の検査の実施	(畜産課)	一七五
牛のブルセラ病の検査の実施	(同)	一七六
牛のヨーネ病の検査の実施	(同)	一七六
死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	一七六
牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査の実施	(同)	一七七
馬伝染性貧血の検査の実施	(同)	一七七
豚のオーエスキー病の検査の実施	(同)	一七七
家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査の実施	(同)	一七八
蜜蜂の腐蛆病の検査の実施	(同)	一七八
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	一七八
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	一七九
県営土地改良事業の換地処分	(同)	一七九
土地改良事業の工事の完了	(同)	一七九

## 告示

岐阜県告示第七十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛の結核病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 実施の目的

牛の結核病発生予防のため

### 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。）	岐阜市、高山市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡
2 その他他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	

### 三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する結核病の検査方法による。

### 四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において実施する区域

域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のブルセラ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。  
平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のブルセラ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち過去二年以内（平成二十五年及び平成二十六年度内）に検査を受けていない牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	岐阜市、高山市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するブルセラ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨ―ネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のヨ―ネ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	大垣市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡及び大野郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するヨ―ネ病の検査方法による。

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡した牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体

- 三 実施する区域  
県内全域

- 四 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。

- 五 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施の目的

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の発生予防のため

- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

- 三 実施する区域  
県内全域

- 四 検査の方法  
中和試験

- 五 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において実施する区

域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する競走馬のうち過去五年以内（平成二十二年度から平成二十六年度内）に検査を受けていない馬
- 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

- 三 実施する区域  
県内全域

- 四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する馬伝染性貧血の検査方法による。

- 五 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオースキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施の目的

豚のオーエスキー病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
繁殖豚、繁殖候補豚その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める豚

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日  
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり、家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的  
家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種鶏及び種鶏候補鶏

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
1 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病については、急速凝集反応法  
2 ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日  
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
蜜蜂（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日  
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜空き家・相続共生ネット

三代 表 者 の 氏 名 名和 泰典

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市坂井町一丁目二四番地

五 定款に記載された目的 この法人は、人口減少、人口流出等により増加する空き家及び空き家予備住宅がもたらす社会問題に対して、

所有者、地域住民、専門家、行政機関等と協力し、空き家及び空き家予備住宅に関する相談、啓発、調査、研究管理、利活用等の問題解決に効果的な事業を行い、空き家資源を活かし、誰もが住み良い、安全で賑わいのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中津川東部地区	中津川市役所	平成二七・三・一七から 同 四・一四まで

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業下呂北部地区上杉谷工区の換地処分を平成二十七年三月二日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	加茂北部地区 （農業用道路整備）	平成二六・三・二四

平成二十七年三月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社